

「不正改造車を排除する運動」の実施について

平成27年6月
滋賀県トラック協会
適正化事業課

今日、自動車は国民生活や社会経済活動に欠かすことの出来ない移動・輸送手段となっていますが、一方、交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ますと、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車の部品の取付けや取外し等により保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、自動車の安全確保、環境保全を図ることにより国民の安全、安心の確保を確実に実現することを目的に、本年度も、国土交通省と自動車関係団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、「不正改造車を排除する運動」が下記のとおり全国的に展開されます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成27年6月1日(月)～6月30日(火)(1か月間を不正改造車排除強化月間)

2. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (7) 基準外のウィング(エア・スポイラ)の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油の使用

3. その他

事業場ごとに「運動実施責任者」を選任し整備管理者等により、所有車両等について、別紙「自主点検票」を活用して定期的な自主点検を活用して実施して下さい。

不正改造防止自主点検票

| | | | | |
|--------|----------|--------|----|--|
| 点検の実施日 | 平成 年 月 日 | 点検の実施者 | 職責 | |
| | | | 氏名 | |
| 事業者名 | | | | |
| 事業場名 | | | | |

| 点検事項 | 点検内容 | | チェック欄 | |
|----------------------|---|-------|-------|-------|
| | | | 適 | 要改善 |
| 事業場関係者の所有車両等の状況 | 不正改造車両の有無 | 社用車 | 無 | 有(台) |
| | | 従業員車両 | 無 | 有(台) |
| | | 販売車両 | 無 | 有(台) |
| | | その他 | 無 | 有(台) |
| 不正改造防止についての事業場内の管理体制 | 事業場における運動実施責任者の選任状況 | | | |
| | 社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認 | | | |
| | 不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況 | | | |
| | 休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認 | | | |
| | 不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施 | | | |
| 不正改造車への対応と措置 | 不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応 | | | |
| | 上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供 | | | |
| | ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否 | | | |

注1．点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

注2．点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。